

2016年7月1日

「LT会」会報第16-04号(総160号)

上海LTコンサルティンググループ

マクロプルーデンス方式による外債管理の制度改革

金融システム安定化を目的とするマクロプルーデンス管理は、近年発生した国際的金融危機を契機に進展した世界各国の金融制度改革における重要なキーワードとされています。従来型のマイクロプルーデンス管理が個々の金融機関の健全性維持に焦点を当てているのに対し、マクロプルーデンス管理は、仮に新たな国際金融危機が発生して金利や為替レートが大幅に変動しても、対外債務(以下「外債」という。)の残高全体を金融機関や一般企業が返済可能な範囲内に抑え込める形の規制・監督アプローチ方法を採用しているからです。

中国においても2015年2月からマクロプルーデンス方式の外債管理が上海自由貿易区で試行されました。2016年1月には試行地域を上海、天津、広州、福建自由貿易区に拡大のうえ、人民元と外貨を一体化した外債管理が開始されました。更に中国人民銀行が2016年4月29日に「全国範囲での全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理実施に関する通知」を公布したことにより、5月3日から中国全土で全面実施されました。

日本の親会社から中国現地法人に供与する親子ローンも外債に含まれ、本件による管理の対象とされます。ただし、外資企業は従来方式と新方式のいずれかを選択できますので、自社にとって都合の良い方を採用されればよろしいでしょう。既に親子ローンを実行中或いは親子ローン導入をご検討中のお客様で本件に関しご不明の点がございましたら、お気軽に弊社までご相談ください。

1. マクロプルーデンス方式による外債管理

(1) 外債限度額の算定

外資企業を含む一般企業におけるリスク要因を加味したクロスボーダー融資残高の上限(外債限度額)は以下の公式により算定されます。

$$\text{外債限度額} = \text{純資産額} \times \text{クロスボーダー融資レバレッジ率} \times \text{マクロプルーデンス調整パラメータ}$$

純資産額は直近期の監査報告書の数字を使用します。一般企業の場合、クロスボーダー融資レバレッジ率とマクロプルーデンス調整パラメータはともに「1」ですから、外債限度額は直近期の純資産額と一致します。

(2) 外債残高の算定

一般企業はリスク要因を加味したクロスボーダー融資残高(外債残高)を以下の公式により算定し、外債限度額の範囲内で自主的に管理しなければなりません。

$$\text{外債残高} = \text{人民元と外貨融資残高の総合計} \times \text{期限リスク転換因数} \times \text{類別リスク転換因数} + \text{外貨融資残高の総合計} \times \text{為替リスク換算因数}$$

期限リスク転換因数は返済期限1年超が「1」、返済期限1年以内が「1.5」となります。類別リスク転換因数はオンバランス融資が「1」、オフバランス融資が「1」と設定されています。為替リスク換算因数は「0.5」です。これにより、返済期限1年以内かつ外貨建の外債残高は、期限リスク転換因数が「1.5」、

為替リスク換算因数が「0.5」で額面の2倍となります。

(3) 当局の管理方式

当局による管理は、外債を実行時の国家外債管理局による事前認可方式を取り止め、企業が融資契約を事前に届け出る方式に変更されました。今のところ従来方式で管理されている返済期限未到来の外債残高は、1年間の経過措置を経て新方式による管理に一本化される予定です。

外資企業は従来方式と新方式のいずれかの外債管理方式を選択して国家外債管理局に届けることができます。管理方式決定後の変更は原則不可ですが、合理的な変更理由があれば申請を経て認められる可能性があります。

2. 外債利用時のポイント

(1) 外資企業の外債限度額

外資企業設立の際は先ず投資総額と登録資本金が認可され、この差額を投注差と言います。投資総額に占める投注差の比率は右図に示す通り投資総額の規模により異なります。

企業設立時の純資産額は登録資本金とほぼ一致します。投資総額が3百万ドル以下の企業は、登録資本金が投注差よりも大きいため、純資産額を外債限度額とする新方式が有利になります。

一方、投資総額3千万ドル超の企業は、投注差が登録資本金の2倍を超えますので、投注差を外債限度額とする従来方式が有利と言えます。投注差が3百万ドルから3千万ドルの企業は、通貨種類、返済期限及び内部留保を考慮しての個別判断が必要となります。

投資総額の規模	投注差の比率
3百万ドル以下	30%以下
3百万ドル超 1千万ドル以下	50%以下
1千万ドル超 3千万ドル以下	60%以下
3千万ドル超	66.7%以下

(2) 中資企業向けの外債供与

これまで中資企業による外債導入は個別認可を要しましたが、今回の制度変更により純資産額を外債限度額とする対外借入れが可能となりました。日本からの外債供与を検討する中資企業として「仕入先・販売先」の他に、これまで融資実行が難しかった「外資出資比率が20%に満たない中外合弁企業」や「外資企業が中国国内で出資する孫会社」が想定されます。

以上